

「障害者差別解消法」をご存知ですか？

平成28年4月「障害者差別解消法」（障害を理由とした差別の解消の推進に関する法律）が施行されました。

この法律は、国や市区町村などの行政機関、会社やお店などの民間事業者による「障害を理由とした差別」をなくすための法律です。

障害を理由とした差別には、次の2種類があります。

不当な差別的取扱い（行政機関、民間事業者とも禁止）

正当な理由がないのに、障害を理由としてサービスの提供を拒否したり、制限したり、障害のない人にはつけないような条件をつけることです。

合理的配慮の不提供（合理的配慮の提供について、行政機関・民間事業者ともに義務）

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があったにもかかわらず

「社会的障壁（※）」を取り除く合理的な配慮をしないことです。

令和6年4月に改正障害者差別解消法が施行され、民間事業者による合理的配慮の提供が努力義務から義務になりました。

※ 「社会的障壁」

障害のある人にとって日常生活や社会生活を送るうえで障壁となる、次のようなものをいいます。

- ① 社会における事物（通行・利用しにくい施設、設備など）
- ② 制度（利用しにくい制度など）
- ③ 慣行（障害のある人の存在を意識していない慣習、文化など）
- ④ 観念（障害のある人への偏見など）

障害を理由とする差別で困ったときは、ご相談ください。

障害者施策課 施策推進係 ☎3647-4749 FAX3699-0329

メールアドレス shisaku-k@city.koto.lg.jp

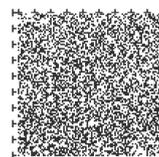
障害者福祉のてびき2024

2024年10月発行

印刷物登録番号 (6)21号

編集発行 江東区障害福祉部障害者支援課
江東区東陽4丁目11番28号
電話03-3647-9111 (大代表)

印刷 株式会社 能登浦
江東区北砂1丁目3番11号
電話03-6458-4191





障 害 の あ る 方 が
このカードで支援を求めます
障害者支援課の窓口で配布しています

